



NO. 126 (通号217号)
平成30年9月号



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

コラボ光回線の契約をする際には、注意しましょう！

〈相談事例〉

「大手電話会社と共同で事業を始めた」という会社から、「契約を変更すれば、月額料金が約1000円安くなる」と電話があった。現在契約している大手電話会社からのプラン変更の勧誘だと思ったため、指示されるまま、手続をしてしまった。後日、届いた書類を見ると、大手電話会社ではなく別の会社の名前が記載されていた。その会社についてインターネットで調べてみると、評判が悪く、料金も安くないと分かったため、契約を解約したい。(60歳代 男性)



〈アドバイス〉

相談者に、契約書に記載された内容を確認するように伝え、電気通信サービスの初期契約解除制度について説明しました。また、センターから業者に連絡し、初期契約解除制度に基づいて解約通知を出し、契約を解約する旨を伝えました。

初期契約解除制度とは？

一定の範囲の電気通信サービス（光回線サービスや主な携帯電話サービス等）の契約について、契約書面を受け取った日（一部例外あり）を初日とした8日が経過するまでの間は、契約先である電気通信事業者の合意なく、消費者の書面による申し出によって、違約金なしで解除できる制度です。

〈注意点〉

- ・ 契約解除までに利用したサービスの利用料、契約解除までに行われた工事費用、事務手数料は、契約に基づき、消費者が支払う必要があります。
- ・ 電気通信サービスと一緒に販売された端末（携帯電話やスマートフォン等）の契約は対象ではないため、端末費用は消費者が負担する必要があります。

ドライブレコーダーは定期的に確認しましょう

ドライブレコーダーとは、自動車のフロントガラス等に取り付け、運転時の映像を記録する機器のことです。事故等のトラブルが起きた際に、その記録が証拠として役立てられることが多くあり、近年、利用者が増加しています。

一方で、「交通事故時の映像を確認しようとしたところ、何も映っていなかった」等、事故が起きて初めて不具合に気付くトラブルが多く起こっています。万が一の際に困らないよう、次の点に注意してください。

気を付けるポイント

- ・ ドライブレコーダーの映像が正常に記録されているか、定期的に確認しましょう。
- ・ 運転中の映像を記録するSDカードは、定期的な初期化や交換等が必要です。消耗品であることを意識し、メンテナンスを怠らないようにしましょう。
- ・ 商品ごとの特徴を理解し、自分の使用方法にあったものを選ぶようにしましょう。

試してみよう、消費者力！第6回（平成30年度）

Q 賃貸借契約において、仲介業者及び大家の行為として法律上、適切なものを選びなさい。

- 1 仲介業者に賃貸マンションの入居申込書と申込金5万円を渡した後、気に入ったマンションが見つかり申込みの取消しをしたが、「自己都合だ」と申込金の返還を拒否された。
- 2気に入った賃貸マンションが見つかったが、賃貸借契約の日に仲介業者から人気物件なので手数料は家賃の2ヵ月分と説明された。
- 3 今月の家賃の支払いが困難になり、敷金での精算を大家に申し入れたが敷金は使えないと断られた。
- 4 賃貸マンションを明け渡す際に、日焼けした壁のビニールクロスとフローリングの原状回復費用として35万円を請求された。

【第14回消費者力検定（平成29年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

7月に目立った相談事例

商品・サービス	主な相談事例
商品一般	「消費料金に関する訴訟を起こす」といった内容の不審なハガキが届いた。
放送・コンテンツ等	アダルトサイトにアクセスし、動画再生をクリックしたら、「登録完了」の画面になり、高額請求を受けた。
レンタル・リース・賃借	アパートを退去する際、貸主から「修繕にかかる費用は敷金の範囲内でなんとかなるだろう」という説明を受け安心していましたが、実際には高額な修理費用を請求された。

架空請求に引き続き注意！

架空請求の相談が、依然として多く寄せられています。公的機関を騙るハガキだけでなく、実在する宅配業者や大手通信販売会社を騙るショートメール等、架空請求の手口は巧妙になっています。

身に覚えのない請求が来たら、焦らず、188番！
（お近くの消費生活相談窓口につながります）



広島県消費者啓発キャラクター
ムーチョ

「試してみよう、消費者力！第6回」解答と解説⇒（正解-3）宅地建物取引業法施行規則には、仲介業者が賃貸借契約の前に受け取った申込金は、契約申込みの撤回があると、返還を拒むことはできないと規定されている。賃貸借契約で手数料として受領できる金額は宅地建物取引業法で賃料の1ヵ月分と限度が規定されている。借主から未払い賃料を敷金に充当するように依頼することは認められない。敷金の精算にあたり、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、日焼けによるものは経年変化と考えられ貸主負担とされている。

発行元：広島県 環境県民局 消費生活課

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX